特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	利府町 児童手当法による児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

利府町は、児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づく、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適正な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県宮城郡利府町長

公表日

令和5年2月8日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	児童手当法による児童手当の支給に関する事務				
②事務の概要	児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している者に児童手当の支給を行っている。 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (2)児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (3)未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (4)届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (5)資料の提供等の求めに関する事務 (6)父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務				
③システムの名称	児童手当システム、統合宛名システム(情報連携)、中間サーバーシステム				
2. 特定個人情報ファイル:	名				
(1)宛名特定個人情報ファイル	レ(2)児童手当システムファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1第56項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第44条				
4. 情報提供ネットワークシ					
①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(要施する] 2) 実施しない(3) 未定				
(番号法別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第2第26項、第30項、第87項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第19条、第44条 (番号法別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第2第74項、第75項 ・別表第二主務省令第40条					
5. 評価実施機関における	担当部署				

①部署	子ども支援課
②所属長の役職名	子ども支援課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2192

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 子ども支援課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2193

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいでは、いつ時点の計数か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和4年10月1日 時点					
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	14年10月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	価書の種類							
[基礎	項目評価	書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書					
2)又は3)を選択した評価実 されている。	施機関につ	ついては、それぞれ፤	重点項目評	評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載					
2. 特定個人情報の入手(青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの)取扱い	の委託		[]委託しない					
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	ムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・2	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
8. 監査									
実施の有無	[0]	自己点検	[]] 内部監査 [] 外部監査					
9. 従業者に対する教育・日	8発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 特記事項	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーID及びパス で者に守秘義務を課し、ユーザーID及びパス でおいまり操作者と操作する権限を限定、追 D及びパスワードにより操作者と操作する権限 な限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。 事後 を 関定 では まま で		事後	セキュリティ強靭化対策による 追加
平成29年4月1日	I-5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	町民課長 庄司 幾子	町民課長 伊藤 智	事後	人事異動
平成29年4月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	I-1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務③システムの 名称	児童手当システム、団体内統合宛名管理シス テム、中間サーバーシステム	児童手当システム、統合宛名システム(情報連携)、中間サーバーシステム	事後	新システム移行
平成30年4月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月13日	1 - 5. 評価夫他機関における担当部署 ②所属長の役職 タ	町民課長 伊藤 智	町民課長	事後	H30.5 新様式変更
平成30年7月13日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年7月13日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日		作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーI D及びパスワードにより操作者と操作する権限 を限定、追跡調査のためのコンピューターの使	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈認証、ユーザーID 及びパスワードにより操作者と操作する権限を 限定、追跡調査のためのコンピューターの使用 記録を保存、照会条件を限定する等の対策を 講じている。	事後	H31.1 新様式変更
令和1年6月24日	評価実施機関名	利府町長	宮城県宮城郡利府町長	事後	
令和1年6月24日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和元年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和元年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	Ⅳリスク対策	なし	新規追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年7月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年10月1日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年7月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和3年4月1日	も担当部者 ①部者	町民課	子ども支援課	事後	組織改編
令和3年4月1日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	町民課長	子ども支援課長	事後	組織改編
令和3年4月1日		総務課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4 番地 022-767-2111	総務課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4 番地 022-767-2192	事後	
令和3年4月1日		町民課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4 番地 022-767-2340	子ども支援課 宮城県宮城郡利府町利府字新 並松4番地 022-767-2193	事後	組織改編
令和3年4月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年10月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	
令和4年10月1日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	